



山陽放送報道局
放送ライブラリー
センター

センターのホームページ完成

一般家庭との情報出入口として、計画を進めていた放送ライブラリーセンターのホームページがようやく出来上がりました。

センターにある様々な映像を出来るだけ多くの人に見ていただきたい。また一般の家庭に眠る貴重な映像を少しでもすくい上げたい、そんな思いから、ライブラリーセンターでは設立以来ホームページの立ち上げを計画していました。それが設立2年でようやく実現するものです。

完成の影には、センタースタッフの協力やRSKメディア企画部の多大な協力がありました。

出来上がったホームページは、フィルムをイメージした画面の中に過去の映像や編集卓が去来し、時を経た映像の大切さを訴えています。また、アーカイブズボタンからは、全部で19種類の動画を見ることが出来ます。この動画は、センターにある映像を大正時代から現代まで4つの時代に分け、それぞれに5ないし4種類の映像を短く取り出したものです。動画の種類は、これから少しずつ増やしていく予定です。

アップロードの作業は現在進んでおり、4月中頃には家庭のパソコンでご覧いただけるようになる予定です。



著作権 知識

③「著作権のお隣にある権利」

著作権が著作物を作った人にあるのに対して、この著作物を広めることを許された人が持つ権利を著作隣接権といいます。

具体的には、作曲家が作った曲を演奏する人、その音楽をCDにして売るレコード会社、演奏を録音録画して放送する私達のような放送局などが持つ権利です。

放送局の場合、独自に企画して制作した番組では著作権を持つ一方、誰かのライブコンサートなどをその人の許可を得て録音録画して放送する場合はその音楽部分に関して著作隣接権という権利を持つこととなります。山陽放送が放送したライブ番組を、誰かが無許可で録音録画し、コンサートの部分だけを再放送したり公共の場で流したりすると、山陽放送は著作隣接権を盾に損害賠償を申し立てることができます。この権利は現在の法律では放送後50年間守られることになっています。

ところで、著作権や著作隣接権の中に「著作者人格権」という権利があり、その中に「同一性保持権」と言われるものがあります。これは、自分の著作物の内容や題名を自分の意に反して勝手に改変されない権利です。仮に番組の中で、どこかの局の番組名をもじって放送したり、勝手に替え歌を作って放送したりすれば、たとえディレクターはただのギャグのつもりでも多額の賠償金を請求される場合があります。ご注意を。

著作権フリーCDの配布

先月予告しました著作権フリーの音楽第1弾を配布します。音源は日音で、アルバム名は「Piano Pearls」です。

配布テープはDVCProの60分テープ2本で、それぞれに曲名とイメージを添えています。今月末までに、報道局と編成制作局に1組ずつお渡しします。ご活用ください。

